



いっしょに考えよう！はじめての園えらび

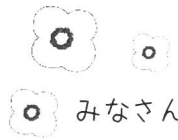
問合せ：北区子育て支援課

電話：258-6621

FAX：258-6883

令和4年6月 更新

知っててね！制度編



みなさんこんにちは。わたしは、北区＊子育て支援コーディネーターです。

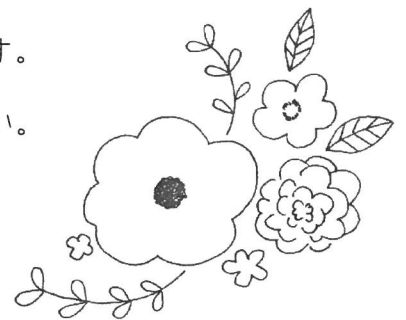
新型コロナウイルス感染症の流行で、外出自粛や新しい生活様式の取組みが必要となりました。

子育て家庭にも色々な影響がでていますよね。認定こども園や保育所、幼稚園への入園（所）を希望している家庭でも「何か準備をしたいけど、どうしたらいいのかわからへんわ・・・。」という不安があると思います。そこで、制度や申込みなどについて**基本的なこと**をお伝えするためにお便りを発行します。

家庭でお子さんの育ちについてお話しをする機会に活用してもらえたら嬉しいです。

子育て支援課では、いつでも**個別相談**を行っています。**気軽に**、問合せください。

子育てのこと、初めての進路のこと、色々いっぱいお話ししましょう。



初回は、「知っててね！制度編」です。

- I：「子ども・子育て支援新制度（通称：新制度）」をご存じですか？
- II：保育や教育施設の利用を希望する時の、**認定って知ってる？**
- III：わが家の利用したい保育や教育施設ってどこかな？

I 「子ども・子育て支援新制度（通称：新制度）」をご存じですか？

「子ども・子育て支援新制度は、**量と質の両面から子育てを社会全体で支えます。**」と、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた国の制度です。必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、取組みを進めています。

この制度により、たとえば、幼児教育・保育施設は、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育園などと多様な中から選ぶことができるようになったり、それらの施設を利用する時には子どもの年齢や家庭の環境によって、1号・2号・3号などの認定を受けることになりました。

（出典：内閣府/子ども・子育て支援新制度なるほど book）

◎ここがポイントやねん◎

保育・教育施設の利用を希望するときに、「自分たちが子どもだった頃とは制度が違ってるんやな。」

「今はこんな制度があるやな。」ということをおおまかに知っとくこと。

Ⅱ：保育や教育施設の利用を希望する時の、認定って知ってる？

認定は大きくわけて3つに区分されます

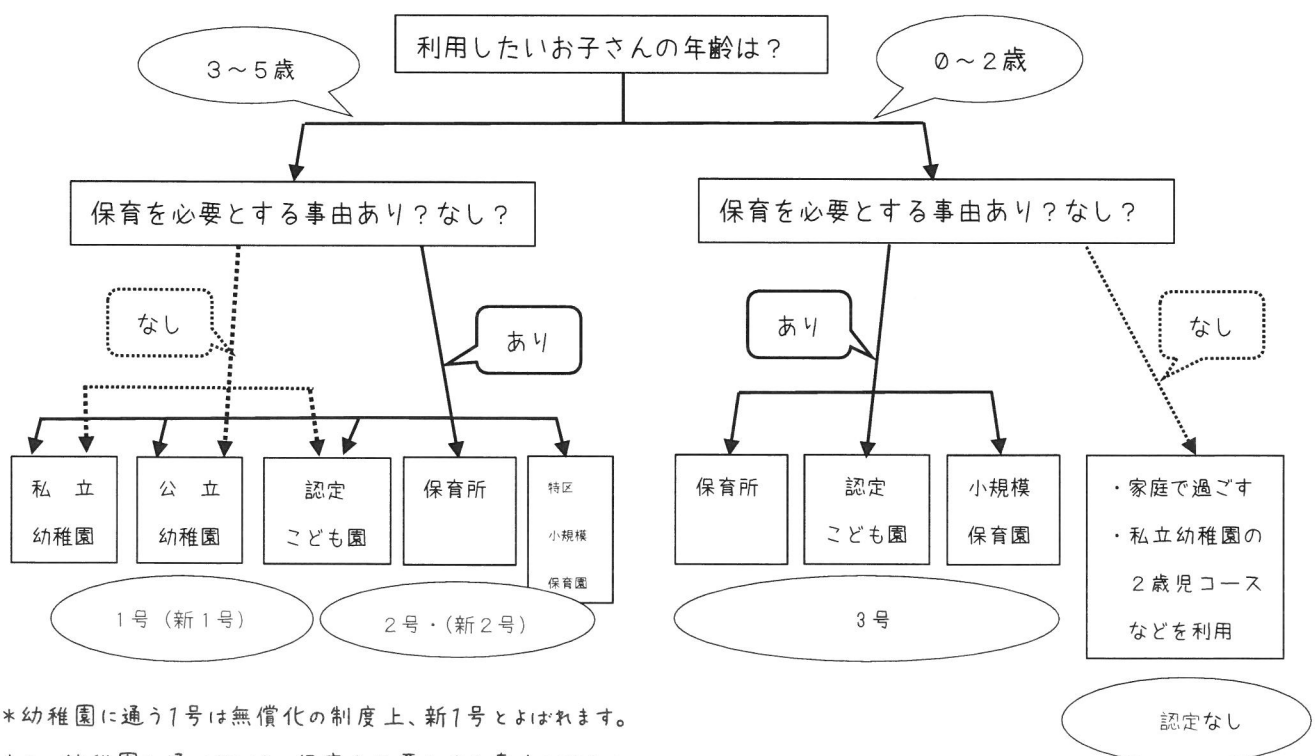
	年齢	家庭の事情
1号	満3歳以上	保育の必要性がなく、教育を希望している
2号	満3歳以上 (3歳誕生日の前日から)	保護者が病気や仕事などの理由のために、家庭で保育することが困難である
3号	満3歳未満 (3歳誕生日の前々日まで)	保護者が病気や仕事などの理由のために、家庭で保育することが困難である

上記以外にも、令和元年10月から開始された幼児教育の無償化に伴って認定区分が増えました

◎ここがポイントやねん◎

- ・「共働きや病気・介護などで保育を必要としているか」、「子どもは何歳なのか」この2つで、認定区分は決まるねん。
- ・「保育の必要性」とは・・・就労・妊娠・出産、保護者の疾病、親族の介護、求職活動、就学など子どもを預けなければいけない理由のことやで。
- ・「保育の必要性がない」とは・・・自宅で保護者と子どもと一緒に過ごしているということ。「私んちは家で子どもをみれます」っていう状態やね。

Ⅲ：わが家の利用したい保育や教育施設ってどこかな？



*幼稚園に通う1号は無償化の制度上、新1号とよばれます。
また、幼稚園に通いながら、保育を必要とする事由があると新2号とよばれて預かり保育の費用などに補助があります。

子育てに関する制度は、どんどん変化しているので上手に利用してご家庭にあった環境を選んでほしいです。
読んでもわからない時や気になることがあったら、子育て支援コーディネーターに連絡してください。
次号は、保育・教育施設を紹介する「施設っていろいろ編」です。